人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業 実践コース（介護分野）

介護分野においては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、今後ますます人材不足となることが強く懸念されている。

こうした状況の中、労働者の募集と職場定着を促進するためには、事業主自身による職場自体の魅力UP(＝「雇用管理改善（※）」)を図っていく必要があることから、雇用管理制度を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリット等について広く普及・啓発するとともに、その具体的な取組を促進する。

（※）魅力ある職場づくりのために、人事考課・評価制度や賃金体系制度、諸手当制度のほか、段階的な研修体系制度、健康づくり制度、福利厚生制度などを導入すること。

厚生労働省 → 事業の周知 → **業界団体**

労働局

雇用管理改善事業の委託

委託先

業界団体等

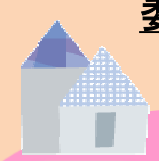

コーディネーター

＋

雇用管理アドバイザー※

◆社会保険労務士や中小企業診断士、企業労務経験のある者等を委嘱

注）委託先が社会保険労務士会等になる場合は、業界団体と連携することを想定

③相談・支援を行った結果、雇用管理制度を新たに導入する場合に、職場定着支援助成金(仮称)等の対象となる場合あり

【事業内容】

①推進委員会による事業の企画立案や実施計画の策定・進捗管理、報告書の取りまとめ等

②リーフレット配布による普及・啓発や雇用管理改善啓発セミナー開催

〈一般（短期）支援〉　〈重点（長期）支援〉

A事業所　B事業所　C事業所

企業訪問

③事業主に対する雇用管理改善に関する相談・支援（コンサルティング）

＜支援内容等の違いによる2段階の支援＞

※重点支援は、地域ネットワーク・コミュニティ単位で支援。

④魅力ある職場づくり実践セミナー開催による雇用管理改善事例の周知・啓発

⑤報告書の作成（効果的な雇用管理改善方策の分析など）

労働者が安心して生活できる労働環境のための雇用管理改善制度の導入と業界全体で「魅力ある職場づくり」の底上げ

働きがい・働きやすさ・定着率の向上